

# 資料 4

平成24年度第1回復興本部会議 審議・報告・その他

提出日：平成24年4月2日（月）

担当部・課：震災復興部復興政策課〔内線5514〕

|  |
|--|
| ①件名  |
| 復興整備計画の公表について  |
| ②施策等を必要とする背景及び目的（理由）   |
| <p>【背景】</p> <p>東日本大震災によって、当市は、津波による浸水を始めとして、地盤沈下等も含め、広範囲にわたって市街地・農地に甚大な被害が発生している。昨年12月22日に決定された「石巻市震災復興基本計画」では、復興まちづくりにおける土地利用の考え方について、海岸防潮堤や河川堤防と高盛土道路に囲まれた地域は、安全度の観点から原則非可住と位置づけているところであり、今後の復興まちづくりにおいて、現地での再建が困難である場合も想定される。こうした場合には、周辺の農地や森林等を含め、土地利用再編を図りながら、復興まちづくりを進める必要がある。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づいて創設された復興整備計画（以下「整備計画」という。）は、このような状況にある被災自治体が復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めていくために、一つの計画の下で、個別法による各種手続を処理することを可能とした特例措置である。具体的には、整備計画を活用することで、復興まちづくりを進めていくために必要となる市街地や農業生産基盤の整備、防災集団移転促進事業などの各種事業を対象に、都市計画法や農地法等の個別法による許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理、これらに係る基準の緩和など、各種復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を図るための特例措置が講じられることとなる。</p> <p>【目的】</p> <p>整備計画の活用によって、復興まちづくりのための復興整備事業を円滑かつ迅速に推進する。</p> |
| ③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性   |
| <p>【根拠法令】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画</p> <p>第6章 3 震災復興特区制度の活用</p>   |
| ④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）  |
| <p>(1)平成24年2月17日 復興整備協議会合同設立総会</p> <p>県及び協議会を設立する14市町による合同の設立総会</p> <p>(2)平成24年2月17日 第1回石巻市復興整備協議会</p> <p>下記イ及びロの事項について協議を行い、イについては、宮城県都市計画課より都市計画決定の内容は適当であるとの、ロについては、東北農政局農村振興課より土地利用方針に異存はないとの回答があった。</p>   |

- イ 新蛇田地区土地区画整理事業の事業区域約 46.5 h a に関する都市計画決定
- ロ 復興整備事業を実施した場合に 2 h a 超の農地転用を行うことが明らかな土地利用方針に対する農林水産大臣の同意

**(3)平成24年2月24日から3月9日まで 都市計画決定案の縦覧(2週間の法定縦覧期間)**

縦覧期間の15日間で9名の方が縦覧されたが、意見書は提出されなかった。

**(4)平成24年3月16日 石巻市都市計画審議会**

同審議会にて都市計画決定案が審議され、原案どおり決定された。

**(5)平成24年3月23日 第2回復興整備協議会**

鹿立浜地区防災集団移転促進事業、小室地区防災集団移転促進事業の2事業について、協議が行われ、国土交通省都市局都市・安全課より2事業の事業計画書について同意するとの回答があった。

**(6)平成24年3月30日 石巻市復興整備計画公表(第1回目)**

**⑤主な内容**

本復興整備計画には、新蛇田地区被災復興土地区画整理事業、鹿立浜地区防災集団移転促進事業、小室地区防災集団移転促進事業の3事業を記載する予定であり、同計画を公表することで、許認可みなし、ゾーニング変更のみなし効果が発生する。

| 復興整備事業の名称         | 許認可、ゾーニングの変更等に関する事項                            |
|-------------------|--|
| 新蛇田地区被災復興土地区画整理事業 | ・計画公表により、事業区域に関する都市計画が決定されたものとみなされる。           |
| 鹿立浜地区防災集団移転促進事業   | ・計画公表により、集団移転促進事業計画が国土交通大臣の同意を得て定められたものとみなされる。 |
| 小室地区防災集団移転促進事業    | ・計画公表により、集団移転促進事業計画が国土交通大臣の同意を得て定められたものとみなされる。 |

※新蛇田地区被災復興土地区画整理事業の「農地転用許認可みなし」の特例措置については、土地の権利設定又は登記をする上で必要な土地の地目・地番・契約内容等の書類を農林水産大臣に提出(さらに各地権者から農地転用を行うことに関する同意の取付けが必要)した上で、再度復興整備計画を公表した時点で効果が発生する。

**⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)**

・市民への影響

整備計画の活用によって、従前の手続に従った場合に比して、より円滑に事業を実施することが可能となり、市民のための復興まちづくりを加速させることが可能となる。

・市行財政の効果

市の財政負担は生じない。

|  |
|--|
| <p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p>  |
| <p>宮城県内では14市町（※）が県と共同して整備計画を作成することを予定している。</p> <p>このうち、5市町（女川町、石巻市、山元町、岩沼市、名取市）は、平成24年3月30日に整備計画を作成・公表している。</p> <p>（※）仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町の14市町</p>                           |
| <p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p>  |
| <p>整備計画案は、当市、県をはじめとする関係機関等を構成員とする復興整備協議会において協議されることとなる。整備計画の作成主体となる地方自治体は、個別法の手続に関する者から構成される復興整備協議会を設立し、同協議会において整備計画に関する協議をワンストップで実施することが可能となっている。復興整備協議会の設立、同協議会における協議の経過は、「④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）」のとおり。</p> |
| <p><b>⑨その他</b></p>   |
| <p>整備計画は、概ね2カ月ごとに変更・公表するスケジュールで進められる予定であり、当市も復興整備事業の事業熟度、住民合意調達の状況、関係機関との協議状況等に応じて、復興整備事業を整備計画に追加していく予定である。</p>  |